

## 労働力調査について ～我が国の雇用対策に欠かせない調査～

### 1 調査の目的

労働力調査は、我が国における15歳以上の人の就業・不就業の状態を明らかにし、国の経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得ることを目的としています。

### 2 調査の期日

調査は、毎月末日現在（12月は26日現在）で行います。

また、仕事しているかどうかなどの就業・不就業の状態については、月末1週間（調査週間といいます）でとらえることになっています。

### 3 調査の対象

我が国の全世帯のうちから選定した約4万世帯にふだん住んでいる世帯員約15万人（このうち15歳以上の世帯員は約10万人）です。熊本県では約600世帯、約1,500人です。選定は無作為抽出によって行われます。

### 4 結果の公表

収集された調査票は、独立行政法人統計センターにおいてコンピューターによって集計され、その集計結果を「労働力調査（速報）」として総務省統計局が取りまとめ公表します。労働力調査結果数値である就業者数、完全失業者数、完全失業率などは、新聞、テレビなどによって厚生労働省が同日に公表する有効求人倍率とともに大きく報道されています。

### 5 調査結果の利用

政府は、毎月の労働力調査や有効求人倍率の公表後、雇用対策の必要性を判断し、様々な対策を決定し実行します。労働力調査は国の政策決定に大きな影響を与える重要な調査となっています。

調査は、県が任命した調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布して記入を依頼します。調査週間が終わった後に再び調査員が訪問して、調査票を収集しています。

お住まいの地区が調査対象に選ばれ、調査をお願いする場合は、ご協力をお願いします。

## 生産動態統計調査とは

### 1 調査の目的

鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。【統計法：指定統計第11号】

### 2 調査の沿革

昭和23年1月に生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的に開始されましたが、昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅な改正が行われました。

その後、業務のコンピュータ処理化や他の統計調査との調整に伴う調査項目の簡素化等を経て、平成14年には、経済構造と統計ニーズの変化への対応や報告者負担の軽減を図るため、全調査票に亘る大幅な見直しを行いました。以降、生産活動に伴う部分的な調査品目の変更、調査項目の簡素化等が行われています。

### 3 調査の対象

鋳産物及び工業製品を生産する事業所を、調査業種ごとに従業員規模による裾切りを行い有意抽出（一定規模以上については、全調査対象を調査）し、全国で約2万件を対象に調査しています。

### 4 調査の時期

毎月実施しています。

### 5 調査の方法

【調査票配布方法】 郵送、調査員

【調査票収集方法】 郵送、オンライン、調査員

### 6 統計の利活用の状況

【国や地方公共団体での利活用例】

- ・鋳工業に関する施策の基礎資料、鋳工業指数、四半期別GDP速報(QE)、産業連関表等の二次加工統計の基礎資料
- ・個別産業における業況判断や需給動向把握、産業振興対策、中小企業対策、環境・リサイクル対策等の基礎資料

【民間分野での利活用例】

- ・業界団体における当該業界の業況把握、需要予測などの基礎資料
- ・各企業における原材料調達及び需要先業界の動向把握などの基礎資料
- ・大学、マスコミ、民間の研究機関における経済見通し、経済動向分析、業種動向分析などの基礎資料

### 7 その他

調査の結果は、国内の生産活動の動向を把握するための有力な指標として、行政・民間を問わず各方面で幅広く利用されています。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 平成20年住宅・土地統計調査について

### 1 調査の目的

この調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

調査の結果は、国や都道府県が住生活基本法に基づいて策定する「住生活基本計画」の企画・立案の成果指標や国や地方公共団体の都市計画、宅地開発計画などの企画・立案、国民所得その他の国民経済計算の推計、大学などの研究機関での国民の住生活関係のさまざまな問題の研究資料、また、民間の建築関係や不動産関係の会社などで、住宅や土地に関する需要予測として、各方面で幅広く利用されています。

### 2 調査の沿革

昭和23年以来「住宅統計調査」として5年ごとに実施されてきましたが、平成10年の調査時に、それまで別々に行っていた「住宅統計調査」と「土地基本調査世帯調査」を統合して現在の調査形態となり、今回の調査で13回目となります。

### 3 調査の時期

調査は、平成20年10月1日現在で実施します。

### 4 調査の地域

全国では、平成17年国勢調査調査区約98万の中から約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成20年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区について調査します。本県は、平成17年国勢調査調査区約1万3千2百の中から、2,786単位区について調査します。

### 5 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸・世帯）を対象としています。全国で約350万住戸・世帯、本県は、約4万7千住戸・世帯を対象としています。

### 6 調査の方法等

調査は、県知事が任命した統計調査員が行います。

調査票は、「調査票(甲)」及び「調査票(乙)」並びに「建物調査票」の三種類あり、統計調査員が、9月23日から10月7日に調査対象となられた世帯を訪問し、「調査票(甲)」または「調査票(乙)」のいずれかを配布のうえ記入をお願いし、後日、回収します。また、「建物調査票」は、調査対象住戸について、住宅の建物の外観を確認したり、世帯の人や建物の管理人の方などに確認するなどして作成します。

### 7 その他

統計調査員が、調査票を持ってお伺いしましたら、お忙しいとは存じますが、調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、御提出いただいた調査票は、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。



## 水産業の国勢調査 ～ 2008年漁業センサスについて～

### 1 調査の目的

我が国漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業を取りまく実態を総合的に調べることで、国や県で行う水産業振興施策の基礎資料を整備することを目的としています。

### 2 今回の主な調査内容

2008年の漁業センサスでは、主に以下のようなことを調査します。

いわゆる漁家をはじめとする漁業経営体数、漁業就業者数、新規就業者数などの漁業就業の状況

使用している漁船の隻数やトン数、養殖規模などの経営状況

漁業資源の管理や漁場保全の取り組み状況

漁家民宿や遊漁船の利用者数など漁業経営の多角化の状況

魚市場数や仲買業者数、水産加工場数などの流通加工場の状況

### 3 調査の対象

この調査は、全国の漁業や水産業に携わっている方々を対象としています。

### 4 調査期日

調査期日は、平成20年11月1日現在です。

### 5 調査の方法

統計調査員が調査対象者を訪問し、調査対象者に調査票を記入していただく方法（自計申告）で行います。また、魚市場や水産加工場などが対象となる調査では、自計申告の方法又はオンラインによる報告（インターネット申告）により行います。

### 6 結果の公表

農林水産省が全国の集計結果をとりまとめて、平成21年8月31日までに概要を公表し、その詳細については逐次、刊行物、インターネット等により公表します。

### 7 その他

漁業センサスは、5年ごとに我が国の水産業の実態を明らかにする“水産業の国勢調査”ともいべき大切な調査です。調査へのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/index.html> をご覧ください。

# 統計調査 Information

## 毎月勤労統計調査について

### 1 調査の目的

わが国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とした調査です。

その前身は大正12年から始まり、統計法が昭和22年に制定されるとまもなく、国の基本的かつ重要な統計として指定統計に指定されています。

### 2 調査の対象

日本標準産業分類に定める産業のうち、農業、林業、漁業及び一般公務を除く産業に属する事業所が調査の対象となっています。

### 3 調査の体系

常用労働者5人以上の事業所を対象とし毎月実施する全国調査及び各都道府県別に実施する地方調査のほか、常用労働者1～4人の事業所を対象として、年1回7月分について特別調査を実施しています。

なお、全国調査及び地方調査では、常用労働者が30人以上の事業所が第一種事業所、5～29人の事業所が第二種事業所となります。

### 4 調査の方法

事業所規模により、事業所が調査票を作成して送付する郵送調査方式と、統計調査員が事業所を訪問のうえ調査票を作成する実地他計方式に分かれており、第一種事業所は郵送調査方式、第二種事業所及び特別調査は実地他計方式によります。

また、第一種及び第二種事業所は、オンライン方式（インターネットを利用した「毎勤オンラインシステム」）で調査票を提出することもできます。

### 5 調査対象事業所の選定

調査対象事業所について、「事業所・企業統計調査」の結果をもとに、統計調査の理論に基づき産業・事業所規模別に無作為に抽出する方法がとられています。

なお、調査対象事業所については、一定の期間で見直しが行われています。

### 6 調査結果の利用

調査結果は、経済指標の一つとして景気判断や、都道府県の各種政策決定に際しての指針とされるほか、雇用保険や労災保険の給付額を改定する際の資料として、また、民間企業の給与改正や人件費の算定、人事院勧告の資料とされるなど、国民生活に深く関わっています。

さらに、国連、ILO、OECD等広く海外にも、わが国の賃金、労働時間等の実態を明らかにする資料として紹介されています。

このように、多岐にわたって利用されており、その利用価値は極めて高いものといえます。



# 統計調査 Information

## 工業統計調査について

工業統計調査は、統計法に基づく国の指定統計で、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、製造事業所を対象に、毎年12月31日現在で1年間の製造活動（従業者数、製造品出荷額、原材料使用額など）を調査するものです。

調査結果は、国や都道府県、市区町村が行う産業振興政策、中小企業対策、立地対策などの施策・計画を講ずるための基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるだけでなく、民間企業や大学などにおいても幅広く活用されています。



### 《 H 1 9 工業統計結果の概要 》

～ 従業者 4 人以上の事業所 ～

項目	単位	平成18年	平成19年	増減	前年比(%)
事業所数	事業所	2,500	2,534	34	1.4
従業者数	人	98,646	100,762	2,116	2.1
製造品出荷額等	億円	28,332	29,156	824	2.9
付加価値額	億円	10,197	10,210	13	0.1

平成19年工業統計調査結果（速報）の概要は上表のとおりで、前年に続き、製造品出荷額等は過去最高額を記録しております。詳細については、熊本県のホームページ「熊本のデータ」に掲載しておりますので是非ご覧ください。

（<http://www.pref.kumamoto.jp/statistics/> から「指定統計」→「工業統計調査」とクリックしてください。）

平成20年調査は3年ぶりの全数調査で、全ての製造事業所を12月中旬から来年1月にかけて、県知事が任命した統計調査員が調査票を持ってお伺いしますので、お忙しい時期とは存じますが、今回も調査に御協力くださるようお願いいたします。

なお、御提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

## 推計人口調査とは？

本県の人口の状況は、5年ごとに実施される国勢調査において詳細が明らかにされますが、国勢調査が実施されない年の「毎月」、「毎年」の人口を把握するために、昭和42年から推計人口調査を実施しています。各市町村別人口及び世帯数については毎月末に当月1日現在の状況を、年齢別人口については毎年12月末にその年の10月1日現在の状況を公表しています。

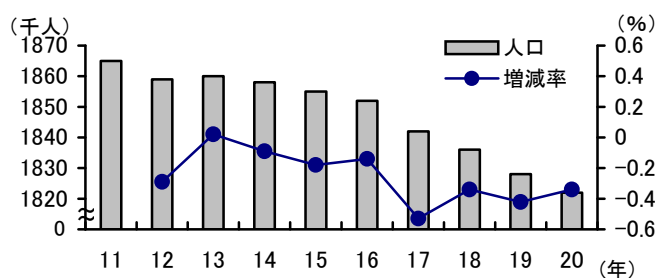
推計人口の算出方法は、国勢調査による人口及び世帯数を基準とし、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき県内市町村に届出のあった出生・死亡・転入・転出者数等を加減して算出しています。(図1、図2)

ここ数年は、熊本県全体では、死亡者数が出生者数を上回りさらに転出者数が転入者数を上回っているため、人口が減少傾向ですが、出生数は増加しています。年齢別では年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加しています。

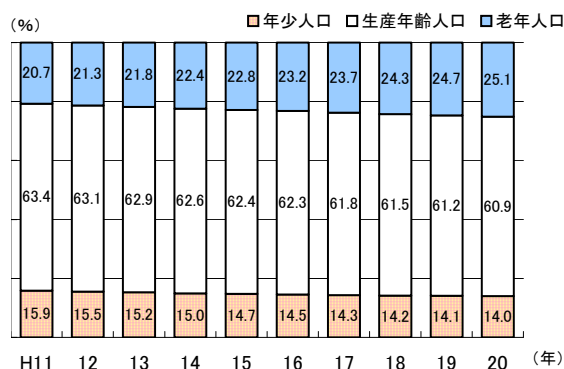
県のホームページに平成20年10月1日現在の年報(平成19年10月1日から平成20年9月30日までの1年間の推移)を掲載しておりますのでご覧ください。

(平成20年10月1日推計人口年報より)

(図1)人口及び人口増減率の推移(平成11年～平成20年)



(図2)年齢3区分別人口割合の推移(平成11年～平成20年)



推計人口と住民基本台帳人口との違いは？

推計人口 = 直近の国勢調査人口 + 日本人移動者数 + 外国人移動者数 (毎月1日現在)

住民基本台帳人口 = 住民基本台帳記録者数(日本人) + 日本人移動者数(毎月末現在)

※以上のように推計人口は、国勢調査結果を基にしていること、外国人を含んでいることが住民基本台帳人口と大きく異なる点です。



## 平成21年度の統計調査

日本では、毎年様々な統計調査が行われており、官公庁などの公的な機関が行っている統計調査や、民間企業独自の統計調査などがあります。当課では、前者に該当する統計調査の一部を日々行っています。

平成21年度に当課で実施する統計調査は15調査(県単独統計調査は除く)あります。下の表は、各省庁別統計調査一覧です。

(表) 平成21年度に実施する各省庁別統計調査一覧

調査名	内容	調査日	所管
1 平成21年 経済センサス - 基礎調査	従来の「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」等を統合し、すべての事業所・企業を対象として、同一時点におけるすべての産業分野の経済構造を明らかにするとともに、各種統計調査の基礎資料となる調査	平成21年7月1日	総務省
2 労働力調査	15歳以上の人の就業・不就業状態を明らかにする調査	毎月	
3 小売物価統計調査	商品の小売価格やサービスの料金及び家賃についての調査で、消費者物価指数などに利用	毎月	
4 家計調査	家計収支の実態を明らかにする調査	毎月	
5 個人企業経済調査	「製造業」、「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」及び「サービス業」を営む個人企業の実態を明らかにする調査	四半期毎	
6 平成21年 全国消費実態調査	世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を5年ごとに総合的に調査する。ジニ係数など所得の分布を表わす指標など提供	5年周期	
7 社会・人口統計体系に関するデータ収集	各種統計データを収集・加工し、都道府県別・市町村別に順位付けをした指標を提供	毎年	
8 学校基本調査	学校に関する基本的事項を調査	毎年5月1日現在	文部科学省
9 学校保健統計調査	学校における児童、生徒及び幼児の発育及び健康状態を明らかにする調査	毎年4～6月	
10 2010年 世界農林業センサス	農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにする調査	5年周期	農林水産省
11 工業統計調査	製造業に属する事業所について、その生産要素、生産活動の成果などを業種別に実態を明らかにする調査	毎年12月31日現在	経済産業省
12 生産動態統計調査	鉱工業生産の動態を明らかにする調査	毎月	
13 商業動態統計調査	商業を営む事業所の事業活動の動向を明らかにする調査	毎月	
14 特定サービス産業実態調査	サービス業のうち指定された業種の実態を明らかにする調査	毎年11月1日現在	
15 毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間について、変動を毎月明らかにする調査	毎月	厚生労働省

中でも、「経済センサス - 基礎調査」が平成21年度から新しく始まります。センサスの名前の通り「全数調査」であり、全ての事業所・企業を対象として実施されます。

なお、平成23年度には、基礎調査の結果を元に、経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス 活動調査」が実施される予定となっています。

表の統計調査一覧の調査結果は、当課HP「熊本のデータ」に掲載されますのでご活用下さい。

各統計調査には、それぞれ目的があり、結果データの使い方は様々です。統計を利用する際は、使用目的に見合った統計データを選択し、出典資料を明記しましょう。

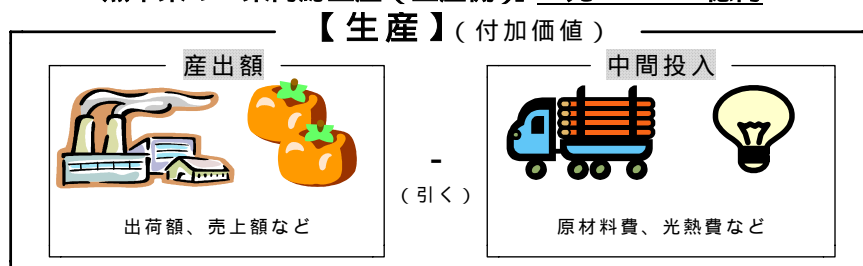
統計は、私たちの日常生活に大きな関わりを持っています。国・市町村と協力して統計調査を行っておりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い致します。

## 県民経済計算とは？

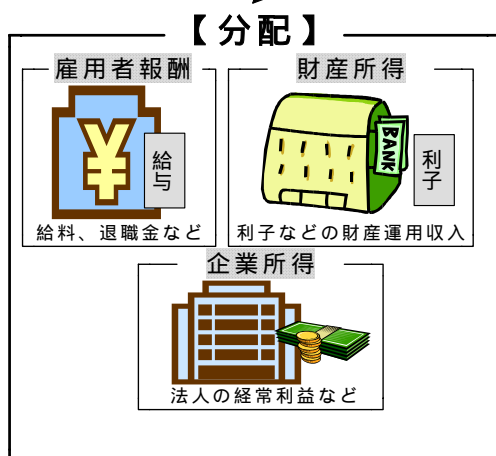
### 「県民経済計算」とは？

熊本県における1年間（年度）の経済活動を、「生産」「分配」「支出」の3方面から、多くの統計資料（工業統計調査、毎月勤労統計調査など）を用いて推計し、県経済がどの程度成長したのか、また他県と比較して熊本県はどの位置にいるのかなどを明らかにしたものです。

熊本県の「県内総生産（生産側）」5兆7086億円



（値は、平成18年度値）



熊本県の「県民所得」4兆4032億円



熊本県の「県内総生産（支出側）」

5兆7086億円

### 何が分かるの？

（平成18年度値で計算）

- 📊 県内の産業構造（県全体に占める産業の割合：サービス業22.9%、製造業17.6%...）
- 📊 県経済の規模（熊本県の県内総生産5兆7086億円：全国第25位）
- 📊 経済の成長率（熊本県の経済成長率（対前年度増加率）実質+1.2%） など

「平成18年度県民経済計算」の詳細については、熊本県のホームページ「熊本のデータ」に掲載しておりますのでご覧ください。（<http://www.pref.kumamoto.jp/life/6/38/130/>）

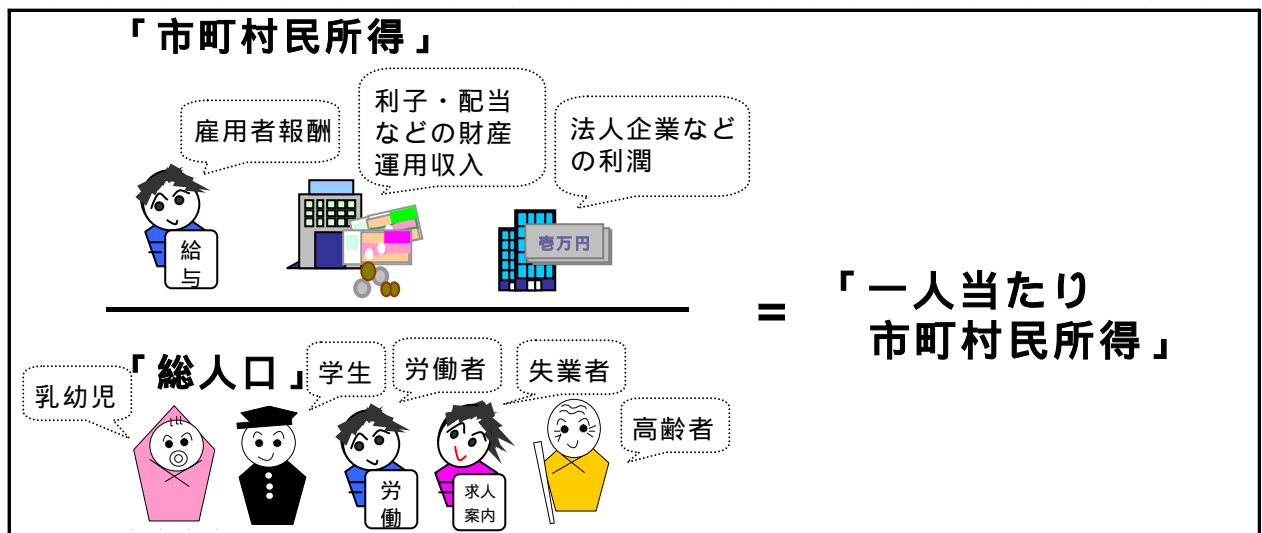
## 市町村民所得推計とは？

### どんなもの？

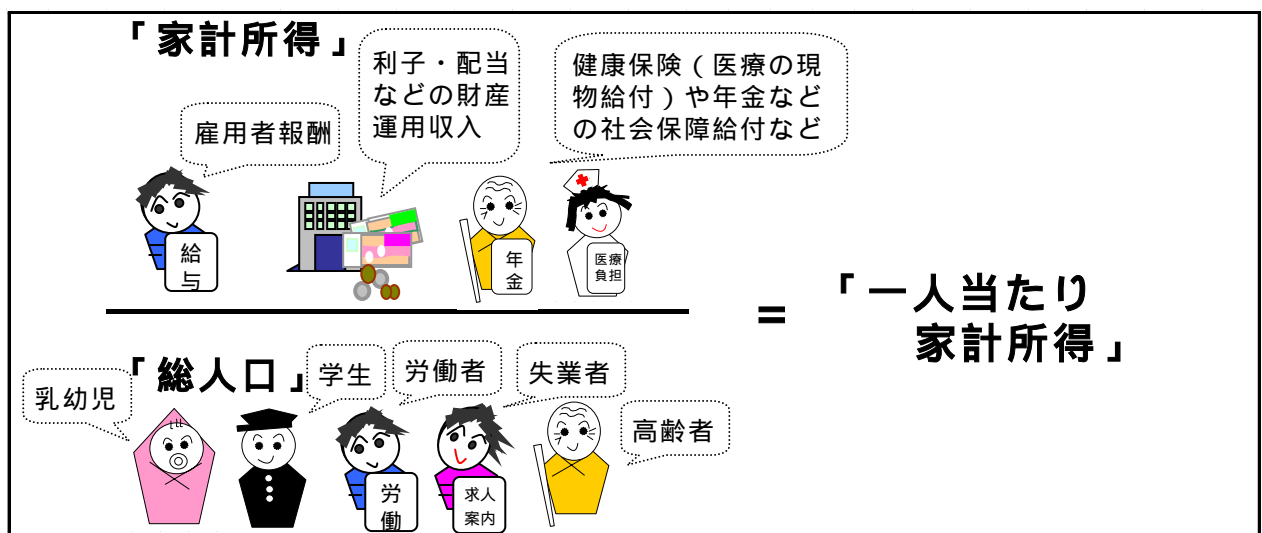
市町村における1年間の経済活動を、「生産（市町村内総生産）」、「分配（市町村民所得）」の2つの面から、多くの統計資料（工業統計調査、決算統計など）を用いて推計し、市町村経済がどの程度成長したのか、また県内の他の市町村と比較してどの位置にいるのかなどを明らかにしたものです。2月号でご紹介した「県民経済計算」の市町村版になります。

なお、市町村民所得推計で推計される経済指標として、「一人当たり市町村民所得」と「一人当たり家計所得」があります。

$$\text{「一人当たり市町村民所得」} = \text{「市町村民所得」} \div \text{「総人口」}$$



$$\text{「一人当たり家計所得」} = \text{「家計所得」} \div \text{「総人口」}$$



### 注意点その1

「一人当たり市町村民所得」と「一人当たり家計所得」は、**個人や家計の所得を調査集計した結果ではありません。**

詳細は、熊本県のホームページ「熊本のデータ」に掲載中。<http://www.pref.kumamoto.jp/life/6/38/130/>

### 注意点その2

「一人当たり市町村民所得」と「一人当たり家計所得」は、市町村の経済水準の比較などを目的として推計したもので、**個人や家計の実収入を求めるために推計したものではありません。**